

函 福 管

令和6年(2024年)6月12日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 総合相談支援業務受託者によるFAX誤送信について
- 2 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書の誤送付について

（保健福祉部地域包括ケア推進課）

（福祉事務所亀田福祉課）

総合相談支援業務受託者によるFAX誤送信について

1 内 容

本市が総合相談支援業務を委託している函館市地域包括支援センター神山（以下、「センター」という。）において、令和6年5月21日（火）に利用者1名の個人情報等が記載された書類を市内の居宅介護支援事業所にFAX送信したところ、5月22日（水）に当該居宅介護支援事業所からFAXが届いていない旨の連絡があり、誤送信が判明した。

5月23日（木）、センターから当該利用者の家族に対し事情を説明し、謝罪した。

このFAX番号は、市ホームページに掲載している「函館市内介護保険事業所一覧」のものであり、事業者の申請書類に基づくFAX番号の誤記があり、後日、当該事業者からの依頼により修正したが、その修正前にセンターが誤ったFAX番号あてに送信したものである。

なお、誤送信先に対し、複数回にわたり電話およびFAXで連絡を試みているが、連絡は取れておらず、現時点では、当該書類誤送信に伴う情報漏えいによる被害および第三者からの通報は確認されていない。

※誤送信した書類は、介護保険利用に伴う施設サービス計画書等（1名分）であり、利用者の住所、氏名、生年月日、要介護状態区分、傷病名、既往歴等の個人情報が記載されている。

2 原 因

個人情報を取り扱う内容にもかかわらず、センターと当該事業者との間で、FAX番号の確認が徹底されていなかった。

また、市においても「函館市内介護保険事業所一覧」に掲載されたFAX番号が誤っているとの連絡を受けていたにもかかわらず、直ちに修正を行わなかったものである。

3 今後の対応と再発防止策

受託事業者に対し、個人情報保護法に基づき、個人情報を適正に取り扱い、漏えい等が生じることがないように情報管理の徹底について、改めて文書で指導するとともに、市が作成する「函館市内介護保険事業所一覧」について、掲載方法や情報の更新方法の見直しを図る。

自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書の誤送付について

1 内 容

令和6年5月24日（金）に、自立支援医療受給者証（更生医療）の有効期間が令和6年7月31日までの受給者に、再認定の案内と氏名等を記載した支給認定申請書を送付したところ、同年5月28日（火）に、対象者と同姓同名の更生医療を受給していない方から連絡があり、誤送付が判明した。

同日、誤って送付した支給認定申請書等を回収し、本来送付すべき自立支援医療費（更生医療）受給者に支給認定申請書と案内を手渡すとともに事情を説明し、謝罪した。

※自立支援医療受給者証（更生医療）支給認定申請書（1名分）に記載した個人情報

氏名，生年月日，住所，電話番号，身体障害者手帳番号，
受診している指定自立支援医療機関

2 原 因

障がい者総合システムから印刷した窓あき封筒用の宛名と案内送付対象者一覧名簿との確認作業および封入作業において、同姓同名であったことにより、送付先住所が異なっていたことを見落としたことによるもの。

3 今後の対応と再発防止策

封入，封かん作業については、誤送付防止のため複数の職員で作業を行っていたが、突合作業を単独の職員により行っていたことから、今後は、宛名の氏名，住所と案内送付対象者一覧名簿において複数の職員での読み合わせを行うなど，作業工程の各段階における確認事項の徹底を図り，再発防止に努める。